

(仮称) 鉍物採掘加工愛子工場増設工事に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と新東北化学工業株式会社（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 20 年 11 月 6 日に締結した（仮称）鉍物採掘加工愛子工場増設工事に関する協定書（以下「協定」という。）及び平成 21 年 8 月 27 日に締結した（仮称）鉍物採掘加工愛子工場増設工事に関する変更協定書（以下「第 1 回変更協定」という）のうち、協定第 3 条及び第 1 回変更協定に規定する事業計画を変更することについて、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 29 年 10 月 25 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市長 郡 和 子



乙 仙台市青葉区上杉一丁目 4 番 10 号

新東北化学工業株式会社

代表取締役社長 松 本 浩

